

三重縣護國神社

祖靈社のご案内

大切なご先祖を
嚴かな祖靈社で

【目次】	三重縣護國神社	1
	祖靈社について	2
	合祀祭のお申し込みについて	4
	合祀祭について	8
	年祭（靈祭）について	9
	祖靈社に関する注意事項	10
	よくあるご質問	11
	神葬祭について	13

平和の礎となられた
尊いご英靈の近くで



伝統を受け継ぐ三重縣護國神社の 「祖靈社」で永遠に安らかに

◆◆ 三重縣護國神社の御由緒 ◆◆

幕末以来、日本は近代国家となるために幾度かの国事国難を経なければなりませんでした。祖国の繁栄を願いながら平和の礎となられた、三重県にゆかりのある御英靈 6 万 300 余柱を祀るのが三重縣護國神社です。

御創祀は明治 2 年、津藩主藤堂高猷公が津八幡宮に小祠を建て、藩士の御靈を祀り「表忠社」と称したのが始まりです。明治 42 年に現在地に御遷座し、昭和 14 年に現在の社名「三重縣護國神社」となりました。

以来、日本そして郷土三重県の守り神、平和と繁栄の神様、安心・安全の神様として県の内外を問わず広く崇敬されております。

ご家庭の守り神を
丁重にお祀りします



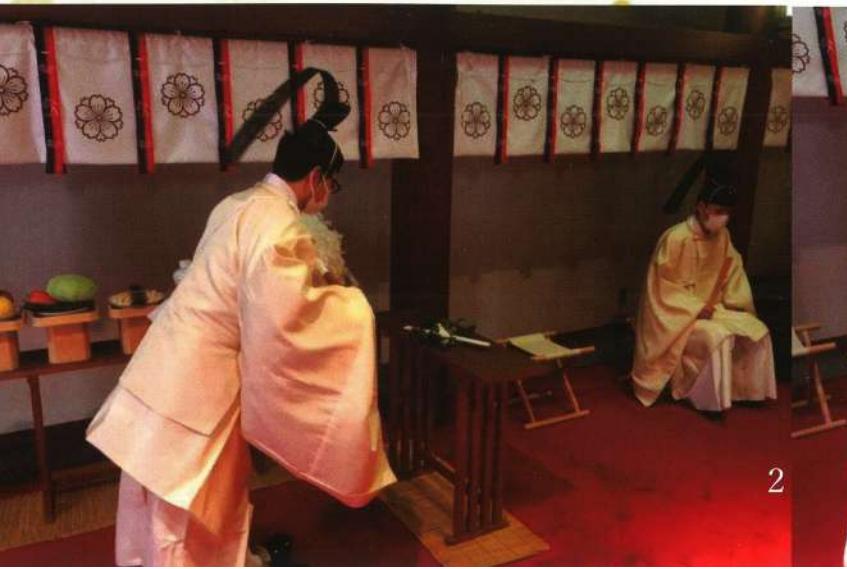
◆◆ 祖靈社について ◆◆

「祖靈社」とは、祖先の御靈を祀るお社のことを指し、主に神職・総代・氏子・崇敬者等の御靈がお祀りされています。本来、神道では「崇祖」の信仰が根強くあり、祖先を大切にお祀りする事で、各ご家庭の守り神として、私達子孫を見守って下さると考えられています。

当神社の「祖靈社」では、お亡くなりになられた方の御靈を各ご家庭の守り神として神社神道（神社祭式）により丁重にお祀り致します。

神職が毎朝の御日供祭を斎行するほか、毎年秋分の日にあわせて祖靈社例祭を斎行申し上げます。また、ご希望の場合には、年祭等も御奉仕致します。

御靈が御家庭の守り神として、永久に安らかに鎮まりますよう祈願を致します。



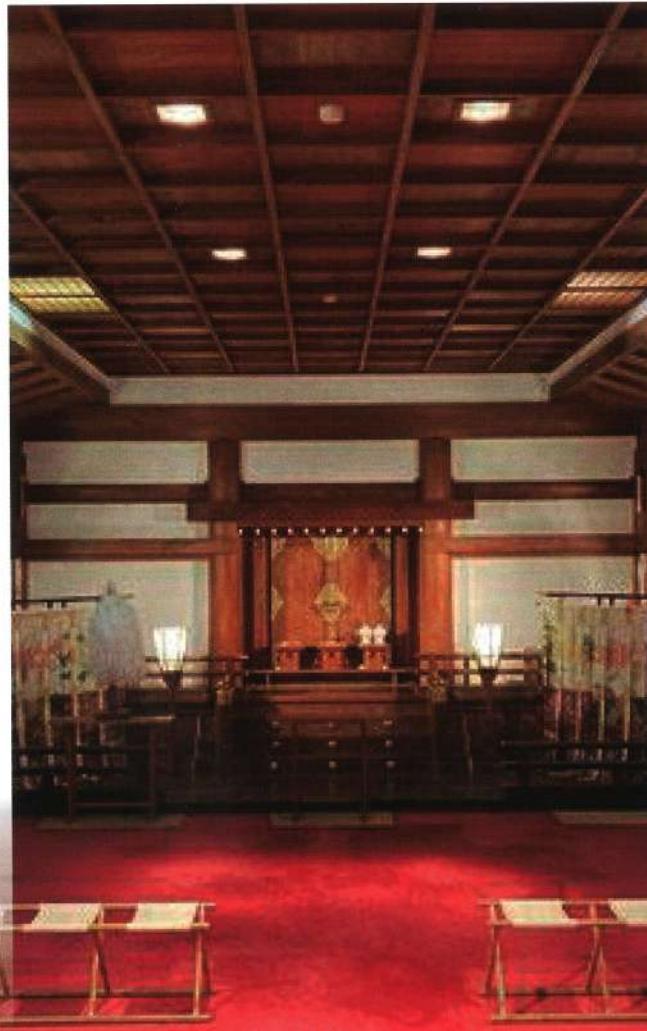
◆◇ 祖靈社への合祀の対象 ◇◆

ご家庭の宗教・宗派は問わず、どなたでもご利用いただけます。

戦地において生死を共にされた戦友の方々、戦没者御遺族の方々、御英靈に感謝し、地域社会の平安・国と世界の平和を祈願しておられる方々、またお住まいの地域に関わらず、三重縣護國神社に思いを寄せられる方々で、希望される方ならどなたでも合祀のご相談を承ります。

お亡くなりになられて 50 日の忌明けを過ぎておられましたら、祖靈社への合祀ができますので、神社までお問い合わせ下さい。

- 仏壇や「みたまや」の継承が困難な方
- 墓じまいを考えている方
- ご先祖様を丁寧にお祀りしたい方



- 子供達に負担をかけたくない方
- 故郷が離れている方
- 今後、故郷を離れてしまう方

◆◇ 祖靈社の御鎮座地 ◇◆

祖靈社は、三重縣護國神社拝殿の西方に位置する儀式殿の中に鎮座しています。

この儀式殿は、伊勢の神宮外宮の「四丈殿」をいただいた歴史と格式ある建物で、特に重要な儀式・祭典行事の場として使用されてきました。

◆◇ 合祀祭のお申し込みについて ◇◆

三重縣護國神社祖靈社にて御靈をお祀りする場合は、合祀祭のお申し込みが必要となります。お申し込みの際は、合祀祭玉串料と指定の書類一式を揃えて社務所までお申し出下さい。

■ 提出書類

社務所へ提出して頂くのは下記の三通の書類になります。

▼提出書類 1. 「祖靈社利用申込書 兼 祖靈社講入講申込書」

年会費や入講費は不要です。申込書にはご捺印が必要です。

▼提出書類 2. 「祖靈社利用並びに祖靈社講入講に関する同意書」

同意書にもご捺印が必要です。

▼提出書類 3. 「証明書類」

戸籍謄本や死亡届（コピー可）など、亡くなられた方のお名前が確認できるものが必要です。証明書類は、市役所等でご用意下さい。

ご提出頂いた書類は、祭典案内・名簿管理等以外の目的には一切使用致しません。

■ 合祀祭玉串料（祭祀料）

合祀祭の玉串料（祭祀料）は、希望される祭祀によって異なります。

1. 合祀祭のみ（1柱）をご希望の場合

玉串料・・・・・・・・・・・・100,000円以上お志

祖靈社に御靈を合祀し、神職が毎朝の御日供祭を斎行致します。

2. 合祀祭並びに10年祭（1柱）をご希望の場合

玉串料・・・・・・・・200,000円以上お志

祖靈社に御靈を合祀し、神職が毎朝の御日供祭を斎行致します。

また、10年間に亘り、年祭を神社祖靈社にて斎行致します。

3. 合祀祭並びに永代祭祀（1柱）をご希望の場合

玉串料・・・・・・・・500,000円以上お志

祖靈社に御靈を合祀し、神職が毎朝の御日供祭を斎行致します。

また、永代に亘り、年祭を神社祖靈社にて斎行致します。

◆◇ 「お申込み」から「年祭」まで ◇◆

三重縣護國神社祖靈社にて御靈をお祀りする場合は、合祀祭のお申し込みが必要となります。

【ご自宅に「みたまや（祖靈舎）」があり、祖靈社合祀後もご自宅で「みたまや」奉斎を続ける場合】

申込前

- ・ご家族で「みたまや（靈前さん、祖靈舎）」の今後の維持についてご相談下さい。
- ・「みたまや」にどなたがお祀りされているかをご確認下さい。
- ・ご見学の日時を神社へお伝え下さい。

ご来社

- ・祖靈社の祭場をご見学して頂き、お申込みのご説明を致します。
- ・合祀祭の申込用紙1枚と同意書1枚をお渡し致します。

お申込み

- ・ご来社時にお渡しした提出書類にご記入、ご提出をいただきます。
- ・ご捺印、ご署名を必要箇所にお願い致します。

出張祭典

- ・祖靈舎への合祀奉告祭をご自宅で斎行申し上げます。
- ・出張祭典の玉串料は30,000円以上お志のお納めです。

合祀祭

- ・祖靈社への合祀祭（一柱につき100,000円以上）を斎行致します。
- ・靈璽を御持参頂く必要はありません。
- ・喪服や黒ネクタイを避けて、平服で御参列下さい。

年祭

- ・ご命日の前後に年祭を斎行いたします。
- ・ご自宅（30,000円以上）又は、祖靈社（10,000円以上）で斎行致します。
- ・喪服や黒ネクタイを避けて、平服で御参列下さい。

※一例ですので、変更も可能です。

【ご自宅に「みたまや（祖靈舎）」があり、 祖靈社合祀後は「みたまや」を撤去する場合】

祖靈社合祀の後も「みたまや」を奉斎し続けるのが望ましいですが、やむを得ず撤去する場合は、このページをご参考にして下さい。

申込前

- ・ご家族で「みたまや（靈前さん、祖靈舎）」の今後の維持についてご相談下さい。
- ・「みたまや」にどなたがお祀りされているかをご確認下さい。
- ・ご見学の日時を神社へお伝え下さい。

ご来社

- ・祖靈社の祭場をご見学して頂き、お申込みのご説明を致します。
- ・合祀祭の申込用紙1枚と同意書1枚をお渡し致します。

お申込み

- ・ご来社時にお渡しした提出書類にご記入、ご提出をいただきます。
- ・ご捺印、ご署名を必要箇所にお願い致します。

出張祭典

- ・祖靈舎への合祀奉告祭、祖靈舎清祓をご自宅で斎行申し上げます。
- ・祭典終了後に神社で祖靈舎をお預かり致します。靈璽は合祀祭当日まで、ご自宅で安置をお願い致します。出張祭典の玉串料は30,000円以上お志のお納めです。

合祀祭

- ・祖靈社への合祀祭（一柱につき100,000円以上）を斎行致します。
- ・合祀祭で使用致しますので、靈璽を御持参下さい。
- ・喪服や黒ネクタイを避けて、平服で御参列下さい。

年祭

- ・ご命日の前後に年祭を斎行いたします。
- ・三重縣護國神社祖靈社（10,000円以上）で斎行致します。
- ・喪服や黒ネクタイを避けて、平服で御参列下さい。

※一例ですので、変更も可能です。

【ご自宅に「みたまや（祖靈舎）」などをお祀りされ ておらず、祖靈社への合祀をご希望される場合】

仏壇や他宗教の祭壇でご先祖様をお祀り（ご供養）されている方や、ご自宅でご先祖様をお祀りされていない方でも、祖靈社へ御靈を合祀する事ができます。

申込前

- ・ご自宅でどのようにご先祖様がお祀りされているかをご確認下さい。
- ・ご家族で今後のご先祖様のお祀りの仕方についてご相談下さい。
- ・祭場ご見学の日時を神社へお伝え下さい。

ご来社

- ・祖靈社の祭場をご見学して頂き、お申込みのご説明を致します。
- ・合祀祭の申込用紙1枚と同意書1枚をお渡し致します。

お申込み

- ・ご来社時にお渡しした提出書類にご記入、ご提出をいただきます。
- ・ご捺印、ご署名を必要箇所にお願い致します。

合祀祭

- ・祖靈社への合祀祭（一柱につき100,000円以上）を斎行致します。
- ・合祀祭当日に位牌や位牌に準ずるものを御持参頂く必要はありません。
- ・喪服や黒ネクタイを避けて、平服で御参列下さい。

年祭

- ・ご命日の前後に年祭を斎行いたします。
- ・三重縣護國神社祖靈社（10,000円以上）で斎行致します。
- ・喪服や黒ネクタイを避けて、平服で御参列下さい。

※一例ですので、変更も可能です。

ご自宅に神棚等がございましたら、「合祀奉告祭」（玉串料 30,000円以上）を奉仕させて頂く事も可能です。お気軽にご相談ください。

合祀祭 次第

- 一、斎主以下参進
- 一、修祓（お祓い）
- 一、斎主一拝
- 一、合祀前祝詞奏上
- 一、合祀の儀
- 一、斎主一拝
- 一、祝詞奏上
- 一、献饌（お供物を奉る）
- 一、斎主玉串拝礼
- 一、参列者玉串拝礼
- 一、撤饌（お供物を下げる）
- 一、斎主一拝
- 一、斎主以下退下

※式の次第は一例です。変更になります。
可能性がございます。

◆◇ 合祀祭について ◇◆

- 合祀祭は、原則として御参列者様のご希望の日時に合わせて斎行いたしますが、神社の祭典の都合上、ご奉仕できない日時がございます。
- 祖靈社にお申し込みがあった方には、合祀祭斎行のご案内を発送致します。
- 合祀祭参列時の服装は、華美であるものを避けて、平服又は平服に準ずるもの着用して頂きますようお願ひいたします。黒ネクタイの着用や喪服での御参列はご遠慮下さい。
- 一度の合祀祭にご参列頂けるのは、原則として2家族様までになります。
- 神社神道による祭祀になりますので、数珠等をご用意して頂く必要はありません。
- 神道には仏教のような戒名はありませんので、合祀後は、「本名+命（みこと）」の尊称で祖靈社へお祀りされます。既に、ご自宅の祖靈舎で「～大人命」や「～刀自命」などの尊称でお祀りされている場合であっても、当祖靈社では「本名+命」と統一して奉斎いたしますのでご了解下さい。
- 故人が生前に好きだったもの（お酒やたばこ、お花等）を神前にお供えさせて頂く事が出来ますので、神社までお持ちください。お供えして頂いたものは、祭典終了後にご自宅へお持ち帰り頂いても、神社へ奉納して頂いても構いません。
- 事情により、御参列がかなわない場合は、神職のみでのご奉仕も可能です。

◆◇ 年祭（靈祭）について ◇◆

故人のご命日にあたり、神職が年祭を御奉仕致します。年祭は仏教での法要に相当するもので、特に丁寧に祭典を執り行い、祖先の御靈に日頃の感謝と真心を捧げます。ご自宅に神職が出向させていただいての年祭、又は三重縣護國神社祖靈社での年祭も承ります。

ご命日が近づいてきましたら、神社から年祭のご案内をご送付致します。

■ 年祭の玉串料

❖ 神社の祖靈社で斎行する場合 ❖

玉串料・・・10,000円以上お志

祖靈社に複数の御靈がお祀りされている場合であっても、玉串料が変わることはありません。お気持ちでお納め下さい。

当日、靈璽や位牌を御持参頂く必要はありません。

❖ ご自宅で斎行する場合 ❖

玉串料・・・30,000円以上お志

「みたまや（祖靈舎）」に複数の御靈がお祀りされている場合であっても、玉串料が変わることはありません。お気持ちでお納め下さい。

祭壇（祭典用の机）と神饌（お供え物）は神社でご用意致しますが、祭壇等がご自宅にございます場合は、そちらを使用して斎行させて頂く事も可能です。また、神前へのお供え物を皆様にご用意頂いても結構です。

ご自宅に「みたまや（祖靈舎）」や靈璽がなくてもご奉仕させて頂く事ができます。



❖ 祖靈社での年祭

❖ ご自宅での年祭

祖靈社に関する注意事項

1. 祖靈社に、靈璽・位牌・他の宗教の御靈代・その他これらに類する物（思い出の品やお写真など）を安置する事は出来ません。ただし合祀祭希望者に限り、神道式の靈璽と「みたまや（祖靈舎）」をお預かりし、お焚き上げで奉焼する事が出来ます。
2. 生前合祀は出来ません。
3. 合祀祭執行後の合祀取り消しはいかなる理由があっても出来ません。
4. 他の宗教・神社・宗派との揉め事やトラブル等に、三重縣護國神社祖靈社は一切介入致しません。
5. 「〇〇家先祖代々之神靈」として先祖の御靈をまとめて祖靈社へ合祀する事は出来ません。戸籍等で確認できる方のみ合祀祭を斎行致します。
6. 現在、ご本殿で奉斎している御祭神を祖靈社にお遷しする事は出来ません。
「御英靈」は家々の祖靈とは区別してお祀りされています。
7. 合祀祭お申込み者の忌明け（故人が亡くなつてから 50 日）がお済みでない場合、郵送でのお手続きになる可能性がございますので、ご了承下さい。
8. 合祀祭申込書にご記入頂いた個人情報は、個人情報保護法及び関連法令に基づき適正に管理・保護し、各種案内以外の利用や第三者への情報提供は致しません。
9. 合祀祭お申込みの届け出があったご住所に送付物が届かない場合、申込書にご記入頂いた保証人の方にご連絡を差し上げる場合がございます。
また、神社の判断により、案内等の送付を停止させていただく場合がございます。
10. 祖靈社が、自然災害・放火・その他の神社に帰すべからざる事由により滅失したときは、三重縣護國神社はその責めを負いません。

その他の注意事項

1. 三重縣護國神社祖靈社は墓地等の管理は出来ません。
墓じまいや合葬墓、散骨等に関する事は墓地の管理者様へご相談ください。
2. 仏壇や仏具（仏の描かれた掛け軸や仏像、数珠や燭台など）のお引き取りは出来ません。菩提寺や近隣のお寺にご相談下さい。
3. 靈璽や「みたまや（祖靈舎）」のお引き取りのみは出来ません。
合祀祭ご希望の方を対象に、「靈璽」と「みたまや」をお引き取りさせて頂きます。
4. お預かりした「靈璽」・「みたまや」はお焚き上げの際に奉焼致します。

◆◆ よくあるご質問 ◆◆

Q：年会費・維持管理費等はかかりますか？

A：かかりません。年祭等の祭典をご希望の場合には玉串料をお納め頂きますが、祖靈社にかかる年会費・維持管理費等はございません。

Q：仏壇は引き取って頂けますか？

A：仏壇のお引き取りは出来ませんので、お寺にご相談下さい。

Q：神道墓地（神道式の墓地）は必要ですか？

A：神道墓地にこだわる必要はなく、他宗のお墓にお鎮まりであっても、祖靈社への合祀は可能です。但し、お墓の管理は致しかねますのでご了承下さい。

Q：仏教では靈前で焼香を行いますが、神道では何を行いますか？

A：神前で榊を捧げます。この榊を「玉串（たまぐし）」と言います。

Q：生前合祀は可能ですか？

A：出来ません。お亡くなりになられ、忌明けの50日を過ぎられてから、祖靈社へ御靈をお祀りさせて頂く事が出来ます。合祀についてのご相談はいつでも承りますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

Q：神道では、数珠は使わないのですか？

A：拝礼の作法が異なるため、神道では数珠は用いません。

Q：神道には、仏教でいう仏壇のようなものはあるのですか？

A：ございます。神道のご家庭においては、神棚とは別に祖靈舎（それいしゃ）や御靈舎（みたまや）を設け、祖先の御靈をお祀りします。

Q：仏教のお経にあたるものは、神道では何になりますか？

A：神職が奏上する「祝詞（のりと）」や「祭詞（さいし）」がこれに該当します。

Q：神道にもお盆やお彼岸のお墓参りはあるのでしょうか？

A：ございます。お盆・お彼岸は仏教行事の呼び名ですが、信仰習俗としては、仏教が日本に伝来する以前から行われていました。お盆近くにお墓や祖靈舎を掃除して、感謝の気持ちをお伝えします。

Q：名前が不明である先祖を含めて、先祖代々すべての御靈をまとめて合祀して頂く事はできますか？

A：出来ません。合祀させて頂ければ、戸籍等でお名前のご確認ができる方に限ります。お名前が分かる方でしたら、一度の合祀祭で複数柱合祀させて頂く事も出来ます。

Q：仏教の法要にあたるものは、神道では何になりますか？

A：年祭または靈祭といいます。十日祭、五十日祭、百日祭、一年祭、五年祭、十年祭、二十年祭、三十年祭など節目の年に斎行する事が多いです。ご命日当日に行うのが本義ですが、ご命日前後の都合の良い日時をお選び頂いて構いません。

◆◇ 神葬祭について ◇◆

❖ 神道式のお葬式 ❖

神道の作法によって行われる葬儀を神葬祭と言います。葬儀というと、一般的には仏教の専門分野と思われがちであって、事実、現在の日本では仏教による葬儀が大部分を占めています。

しかし、神葬祭は仏教伝来以前から行われていたことが、我が国最古の歴史書である『古事記』や『日本書紀』にも記されており、日本固有の葬儀であったことを物語っています。

神葬祭は厳かで儀式も分かりやすく、しかも質素であることから、今日では全国的に増加の傾向にあります。

❖ 神葬祭の歴史 ❖

神代から行われていた国風の葬儀については、『古事記』にみえるアメノワカヒコの葬儀などからうかがい知ることができます。

日本に仏教が伝わる前から行われていた神葬祭ですが、仏教伝来以降は、仏教による葬儀が急速に普及していき、江戸時代に入ると、徳川幕府がキリスト教の禁教とともに寺請制度を実施し、仏式による葬儀が広く一般にも定着することとなります。そのような中で、江戸時代の半ば頃になると、国学者や神職の中で日本古来の葬儀のあり方を見直す動きが起こります。これにともなって、神葬祭の研究がさかんに行われるようになりました。

明治時代になると、神葬祭は一般にも認められるようになり、次第に全国へと広まっていきました。

❖ 神葬祭の式次第 ❖

幕末の頃から、神葬祭についての「次第書」が多くまとめられるようになりました。

明治5年に教部省（宗教制度を管理する中央官庁、後に内務省神社局へ移管）から『葬祭略式』が発行され、公式の神葬祭式次第が成立します。現在の神社神道においては、主に神社本庁編『諸祭式要綱』、神社本庁調査部編『神葬祭の栄』に則って神葬祭が行われています。

次ページに現在の神葬祭の流れ（一例）をお示し致します。

◆◇ 神葬祭の流れ（一例） ◇◆

❖ 帰幽 ❖

お亡くなりになられましたら、神棚と祖靈舎に帰幽の奉告を申し上げ、扉を閉めて前面に白紙を貼りお祭りを中止します。喪主や葬儀の日時を決め、祭場や神社へ連絡します。

神葬祭 1 日目

❖ 通夜祭 ❖

夜を徹して個人の御靈をお慰めするお祭りです。

通夜祭は葬場祭（告別式）の前夜に行うのが通例とされています。

❖ 遷靈祭 ❖

靈璽という白木の「みしるし」に故人の御靈を遷し留めるお祭りです。通夜祭と遷靈祭は地域によって順番が前後する事がございます。

神葬祭 2 日目

❖ 葬場祭 ❖

一般には告別式と呼ばれ、故人と最後のお別れをする最も重要なお祭りです。

❖ 火葬祭 ❖

火葬に付す際のお祭りです。

❖ 帰家祭並びに十日祭 ❖

葬儀を滞りなく執り納めたことを御靈前に奉告するお祭りです。

❖ 五十日祭（又は百日祭、一年祭） ❖

お亡くなりになられてから 50（100 日、1 年）日前後の適宜の日に、ご自宅で忌明けの清祓を行い、靈床から祖靈舎へ靈璽を遷し合わせ祀ります。ご希望の方は、忌明け後に三重縣護國神社祖靈社に合祀（初穂料 100,000 円）させて頂きます。

■ 神葬祭玉串料・・・300,000 円以上お志

神職 2 名が 2 日間に亘りご奉仕致します。上記の緑の枠線内の祭典が対象です。

埋葬祭（納骨祭）、五十日祭は出張祭典としてそれぞれ別途 30,000 円以上のお志となります。神葬祭については、地域によって考え方や式次第が異なる場合がございます。



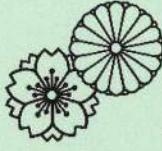
祖先への 感謝の気持ちを 大切に

神社の最新情報はこちら



 三重県護国神社
ホームページ



 三重県総守護
三重県護国神社

〒514-0006 三重県津市広明町 387
TEL:059-226-2559 FAX:059-225-5593

三重県護国神社



<https://www.miegokoku.org/>

